

議案第124号

川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

平成28年9月5日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を
改正する条例

川崎港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和40年
川崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1号中「第5号まで」の次に「、第8号の3」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

港湾法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するもの
である。